

【市民公開講座】

生きづらさを抱えた人々への支援

～もし、あなたの身近な人が、認知症や障がい等によって罪に問われたら～

主催 北海道社会福祉士会釧路地区支部
共催 釧路弁護士会・北海道精神保健福祉士協会道東ブロック

全国レベルでは、生きづらさを抱えた人々の支援として、認知症や障がい者等の福祉的支援を要する「被疑者・被告人」に対して逮捕・起訴段階から個別具体的な支援が展開されています。また、一部の地方検察庁においても社会福祉士を採用し、福祉的支援につなげる取り組みが始まっています。

犯罪の背景にある認知症や障がい、生活状況等に注目すると、適切な支援につながらないままに逮捕に至ること、また、出所後に家族や親族はもとより、支援者との接点もないままに軽微な罪を繰り返して矯正施設に戻ることが現実問題としてあります。

逮捕時や起訴までの段階で、弁護士と社会福祉士が認知症や障がいがあることや必要な支援の種類とその効果の共通認識を図り協働することで、実刑判決を受けて矯正施設に入所するよりも、必要な支援を得て生活を継続することが有用な場合があります。そこで、本年度より共催団体と当支部では、協働してこれらの支援にあたることを確認しております。

つきましては、一般市民と、関係者の皆様への更なる普及啓発を図るべく、市民公開講座を開催します。あなたの身近な人が、認知症や障がい等によって罪に問われたとき、私たちは何をすべきなのでしょう。全国や釧路での取り組みをはじめ、一緒に共有するところから始めたいと思います。

1. 講演 **福祉的支援を要する被疑者・被告人段階の支援の意義**
講師 辻川法律事務所 弁護士 辻川 圭乃氏（大阪弁護士会所属）
2. 鼎談 **釧路における被疑者・被告人段階の支援を考える**
弁護士 佐藤圭 × 社会福祉士 浜尾勇貴 × 精神保健福祉士 高澤 泰史

日時 平成**29**年**3**月**12**日(日) 13:30～15:30

場所 ANAクラウンプラザホテル釧路(釧路市錦町3丁目7)

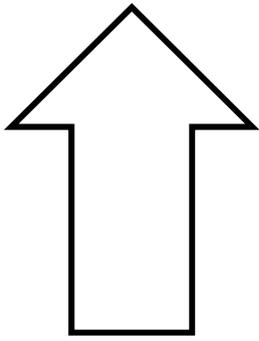
対象 一般市民・保健・医療・福祉・介護関係者など

申込 裏面の申込書によりお申込みください。

費用 参加費無料

備考 本講座は当支部20周年記念事業として実施します

お近くの有料駐車場又は公共交通機関のご利用ください。



生きづらさを抱えた人々への支援 申込書

FAX: 0154-57-5228

NPO法人きらり 若杉 貴子 行き

団体名称	
申込者(職氏名)	
連絡先	〒 ー
	電話

複数名でお申し込みされる場合のみ記載をお願いします。

氏名	職種	区別
		会員・非会員

申込〆切:3月3日(申し込み多数の場合は先着順です)

お問い合わせ 根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」 浜尾
標津郡中標津町東4条南4丁目9番地1 中標津町共生型交流センター内
E-mail: nemurokeniki.soudan2@apost.plala.or.jp
TEL: 0153-73-3178